平成３０年（フ）第２１２号
堺市南区晴美台４丁１番11―901号
債務者　土井　伸行
1　決定年月日時　平成30年４月19日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年６月14日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成３０年（フ）第２１７号
堺市堺区柏木町３丁１番30号　柏木ハイホーム301号
債務者　渡ユキエこと　ＷＡＴＡＲＩ　ＡＤＲＩＡＮＡ　ＩＵＫＩＥ
1　決定年月日時　平成30年４月19日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年６月14日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成３０年（フ）第２１８号
大阪府河内長野市自由ケ丘１番２―1506号
債務者　保田ゆみ子
1　決定年月日時　平成30年４月19日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年６月14日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成３０年（フ）第２３４号
堺市西区北条町１丁15番13号　北条黒田マンション401号
債務者　伴　　裕一
1　決定年月日時　平成30年４月19日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年６月14日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成３０年（フ）第２３５号
堺市西区北条町１丁15番13号　北条黒田マンション401号
債務者　伴　真衣子
1　決定年月日時　平成30年４月19日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年６月14日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成３０年（フ）第２４７号
大阪府羽曳野市野262番地の９
債務者　山本　辰也
1　決定年月日時　平成30年４月19日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年６月14日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成３０年（フ）第２５０号
堺市東区西野166番地７
債務者　内海　宏文
1　決定年月日時　平成30年４月19日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年６月14日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成３０年（フ）第２５１号
堺市西区鳳南町５丁490番地２　ハイツコスモ203号
債務者　沢井　知美
1　決定年月日時　平成30年４月19日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年６月14日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成３０年（フ）第２５６号
堺市西区堀上緑町１丁７番50―406号、前住所堺市中区堀上町710番地８
債務者　藤野　正剛
1　決定年月日時　平成30年４月19日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年６月14日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成３０年（フ）第２５７号
堺市西区浜寺石津町東４丁２番30号
債務者　ＴＢサーブこと　田中　照久
1　決定年月日時　平成30年４月19日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年６月14日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成３０年（フ）第２９２号
堺市西区浜寺石津町中３丁15番10―202号
債務者　辻野　彰之
1　決定年月日時　平成30年４月19日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年６月14日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成３０年（フ）第３０２号
大阪府河内長野市木戸西町３丁目５番10号
債務者　城尾　佳久
1　決定年月日時　平成30年４月19日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年６月14日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成３０年（フ）第３０５号
堺市南区高倉台１丁３番２―202号
債務者　石﨑　美幸
1　決定年月日時　平成30年４月19日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年６月14日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成３０年（フ）第３１８号
堺市堺区石津町３丁７番24号　ＵＫマンション401号
債務者　瀧　　**啓**司
1　決定年月日時　平成30年４月19日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年６月14日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成３０年（フ）第３２４号
大阪府羽曳野市島泉７丁目８番12号
債務者　近藤志津香
1　決定年月日時　平成30年４月19日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年６月14日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成３０年（フ）第３３０号
大阪府松原市天美東１丁目78番地の９
債務者　山本　亨子
1　決定年月日時　平成30年４月19日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年６月14日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成３０年（フ）第４０号
北海道虻田郡洞爺湖町高砂町37番地１　高砂団地２号棟107号室
債務者　松崎　陽子
1　決定年月日時　平成30年４月20日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年６月15日まで
札幌地方裁判所室蘭支部破産係